

鳥取県報

告 示

◇鳥取縣告示第五百四十八號

昭和二十二年十二月十日定例縣會を鳥取市に招集する。

昭和二十二年十二月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

彙 報

昭和二十一年勅令第三百十一號に關する件

(連合國占領軍の占領目的に有害な行為に對する處罰等に關する勅令)

(昭和二十一年十月二十九日付本欄參照)

昭和二十二年十月二十七日以降本件に關係せる官報登載連合國最高司令官發 日本政府宛 覺書は左記の通りである。

記

昭和二十二年十二月二日 火曜日
第千八百六十五號

本報ノ大半ナハ國定規格A列B

一、宣傳用出版物の沒收に關する件

(昭和二十二年十一月十五日付官報參照)